主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大藏敏彦の上告趣意のうち、延滞税、過少申告加算税、重加算税のほかに 刑罰を科することが憲法三九条に違反するという点は、当裁判所大法廷判決(昭和 二九年(オ)第二三六号同三三年四月三〇日判決・民集一二巻六号九三八頁、なお、 同四三年(あ)第七一二号同四五年九月一一日第二小法廷判決・刑集二四巻一〇号 一三三三頁参照。)の趣旨に照らし、その理由のないことが明らかであり、その余 の点は、実質において量刑不当の主張にすぎず、刑訴法四〇五条の上告理由にあた らない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五三年六月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環		昌	_
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯